

**令和5年第3回七戸町議会定例会
会議録（第3号）**

令和5年9月12日（火） 午前9時59分 開議

○議事日程

- 日程第 1 報告第21号 専決処分事項の報告について
(令和5年度七戸町水道事業会計補正予算(第2号))
- 日程第 2 報告第22号 専決処分事項の報告について
(令和5年度一般会計補正予算(第4号))
- 日程第 3 議案第78号 七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第79号 七戸町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第80号 七戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第81号 七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第82号 工事請負契約の締結について
(小又橋橋梁補修工事)
- 日程第 8 議案第83号 工事請負変更契約の締結について
((仮称) 七戸町総合アリーナ新築工事 (建築工事))
- 日程第 9 議案第84号 工事請負変更契約の締結について
((仮称) 七戸町総合アリーナ新築工事 (電気設備工事))
- 日程第10 議案第85号 工事請負変更契約の締結について
((仮称) 七戸町総合アリーナ新築工事 (機械設備工事))
- 日程第11 議案第86号 工事請負変更契約の締結について
(荒熊内地区公共駐車場舗装新設工事)
- 日程第12 議案第87号 工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
(七戸町公共下水道七戸浄化センターの改築工事委託)
- 日程第13 議案第88号 工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
(七戸町特定環境保全公共下水道天間林浄化センターの

改築工事委託)

- 日程第14 議案第70号 令和5年度七戸町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議案第71号 令和5年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第72号 令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第73号 令和5年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第74号 令和5年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第75号 令和5年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第76号 令和5年度七戸町水道事業会計補正予算(第3号)
- 決算審査特別委員会審査報告
- 日程第21 議案第77号 令和4年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 報告第23号 令和4年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第23 報告第24号 七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(令和4年度事務事業分)に関する報告について
- 日程第24 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第25 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第26 議員派遣の件について
- 追加日程第1 議案第89号 令和5年度一般会計補正予算(第6号)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(15名)

議長	16番	附田俊仁君	副議長	15番	岡村茂雄君
	1番	藤井夏子君		2番	中野正章君
	3番	山本泰二君		4番	向中野幸八君
	5番	二ツ森英樹君		6番	小坂義貞君
	7番	澤田公勇君		8番	工藤章君
	9番	唘清悦君		10番	佐々木寿夫君
	11番	瀬川左一君		12番	田嶋輝雄君
	13番	三上正二君		14番	田島政義君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
総務課長	仁和圭昭君	支所長	相馬和徳君
		(兼庶務課長)	
企画調整課長	金見勝弘君	財政課長	附田敬吾君
税務課長	西野勝夫君	町民課長	高田博範君
保健福祉課長	井上健君	介護高齢課長	三上義也君
こどもみらい課長	佐々木和博君	会計管理者	高田美由紀君
		(兼会計課長)	
商工観光課長	鳥谷部慎一郎君	農林課長	原子保幸君
建設課長	鳥谷部勉君	上下水道課長	町屋淳一君
教育長	附田道大君	学務課長	附田良亮君
生涯学習課長	田中健一君	世界遺産対策室長	鳥谷部伸一君
	(兼中央公民館長・南公民館長・中央図書館長)		
農業委員会会長	天間俊一君	農業委員会事務局長	田村教男君
代表監査委員	吉川正純君	監査委員事務局長	澤山晶男君
選挙管理委員会委員長	新館文夫君	選挙管理委員会事務局長	仁和圭昭君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	澤山晶男君	事務局次長	中村大樹君
------	-------	-------	-------

○会議を傍聴した者（5名）

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（附田俊仁君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。
したがいまして、令和5年第3回七戸町議会定例会は成立いたしました。
議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより、9月5日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
-

○日程第1 報告第21号

- 議長（附田俊仁君） 日程第1 報告第21号専決処分事項の報告について（令和5年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
水道事業会計全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第21号は、原案のとおり承認されました。

○日程第2 報告第22号

- 議長（附田俊仁君） 日程第2 報告第22号専決処分事項の報告について（令和5年度七戸町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり発言を許します。

13番。

- 13番（三上正二君） 7ページの7款の商工費になりますか。その3目の、しちのへ秋まつりの台車の補助金とあるのですけれども、先般3番議員ですか、一般質問の中にありましたけれども、ちょうど今、秋まつりが終わった辺りですので、各町内でいろ

いろな形の台車だけでなく、いろいろな形の要望があろうかと思うのですけれども、その辺のところ今、これに関連した形の中で、反省会だとかそういうのあるのでしょうか、どのような形の結果があるのでしょうか。もし結果があったら。

○議長（附田俊仁君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鳥谷部慎一郎君） おはようございます。

三上議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、秋まつりが終わりました、例年町内会を含めた会議というのを開いております。今年度は9月の下旬、これからになります、会議を開催する予定としております。

その席で、今年度は各町内会へ、台車だけでなくどういった支援が欲しいかということで、いろいろ町内会で所有している太鼓ですとか、そういったものが何台あって、修繕がどのぐらい必要かとか、町内会がどういった支援をしてほしいかというアンケート調査を行う予定としております。ですので、そのアンケート調査の結果を見まして、台車のみならずどういった支援ができるのかというのを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 関連して、この秋まつりに関して、台車であるとか太鼓であるとか、毎年毎年、恐らくどこが壊れたという話、そして修繕しなければいけないという話になると思うのですけれども、ある程度耐用年数というか、そういうものがあると思うのです。ある程度、今後5年以内に、例えば太鼓を張替えしなければいけないとか、あるいは台車を根本的に買替えなければいけないとか、そういう目途を、何か計画を出してもらって、それを予算措置という形で毎年度予算化するとか、そういう方法もあると思うので、その辺り、計画はないでしょうか。

○議長（附田俊仁君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

現在の台車、修繕につきましては、おおむね3年に1度という形で各町内会さんをお願いしております。

実際に、年次的な計画というのは今のところはございませんが、今年度の町内会の実態調査した結果を見まして、順次サイクルを組んでいくような形というのを取っていただければと思っております。

なお、やはり太鼓の皮の張替えとかそういったものでも、かなり大きな費用になりますので、その辺の予算措置的のところは財政部局と協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 歳出です。仮称七戸町総合アリーナ新築工事費に関連いたしまして、維持管理費はこれに含まれていると思うのですけれども、幾らぐらいですか、これは。

要するに、建物建てるでしょう。それからスタートすると、当然維持管理費がかかると思うのだけれども。これも補正的にやっていくという話ですけれども、幾らぐらいに想定していますか。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

今回のこの建築工事費の予算につきましては、維持管理費は含まれておりません。

10款教育費の体育施設費のほうにアリーナ完成後の、当初完成予定の9月から10月からの分の維持管理費、光熱費等の予算は計上してございます。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） そうすると、工期が延長されましたので、その分も増額されると思うのですが、その件についてはいかがですか。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

新しいアリーナ完成後には、今の体育館より間違いなく光熱水費等維持管理費かかるものと思います。ですので、利用する期間が逆に短くなりますので、その維持管理費については、今年度についてはむしろ減額とする方向になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第22号は、原案のとおり承認されました。

○日程第3 議案第78号

○議長（附田俊仁君） 日程第3 議案第78号七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第79号

○議長（附田俊仁君） 日程第4 議案第79号七戸町保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第80号

○議長（附田俊仁君） 日程第5 議案第80号七戸町放課後児童健全育成事業の設備

及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第81号

○議長(附田俊仁君) 日程第6 議案第81号七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第82号

○議長(附田俊仁君) 日程第7 議案第82号工事請負契約の締結について(小又橋

橋梁補修工事)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第83号

○議長(附田俊仁君) 日程第8 議案第83号工事請負変更契約の締結について
((仮称)七戸町総合アリーナ新築工事(建築工事))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

13番議員。

○13番(三上正二君) 全てのものがそう、82号もそうなのですけれども、前の月は指名競争入札だったのですよね。それを条件付一般競争入札、要するに町の中での業者の方々に取らせたいという趣旨で始まったのです。これ、私が提案したのでよく覚えているのですけれども。

ただ、そこまではいいのです。これは別に、その方法が間違っただけとは。

ただ、その下請です。この前もこのアリーナへ見に行ったときでも、どうしても地元の業者ではできないという部分はあるでしょうけれども、できれば元請になる人達ではなくて、その下請の人達でも、できれば地元の業者というのですか、そういうのも考えることはできないものではないでしょうか。これ建設課長かな、町長かな。

○議長(附田俊仁君) 町長、答弁。

○町長(小又 勉君) お答えいたします。

条件付一般競争入札ということで、できるだけ町内の富は外に出さない。ただし今、議員おっしゃるとおり下請についてそこまで、これをやったらこの業者に下請させるとかという制約は、つけることはできません。

ただ、恐らく業者の皆さんも大体知っていると思いますけれども、何のために条件付

で一般競争のやつをやっているのか。いわゆる町の仕事は町の業者でできるだけ回すと、これが大原則というのは十分認識しているはずでありますけれども、ただ、それができない部分については、やはり町外に外注ということにもなると思います。

今後もある程度、指導としては、できるだけ町内で完結するように要請はしてまいりたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 今の答弁に関連いたしまして、少なくとも町内の下請業者、あるいは孫請業者が少なくとも何社ぐらい請けておるのか、その情報はありますか。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

8番議員。

○8番（工藤 章君） アリーナに関連いたしまして、完成が12月ですので、指定管理者はどなたですか。現在、そこを維持管理する。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

アリーナの管理運営につきましては、完成後、当面は現在と同じく町直営で行う予定としてございます。

しばらく町直営でやって、維持管理費がどのぐらいかかるのかとか、施設の運営状況等を確認しながら、いずれ指定管理者のほうに移行するという形で考えておりますけれども、現在は当面の間、国民スポーツ大会も令和8年に開かれますので、その辺りまでは町直営で管理したほうが望ましいのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） それはそれで結構ですけれども、少なくとも積算はしているでしょう。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

指定管理につきましては、その指定管理者の人件費とか施設の維持管理費を基に積算することになります。

アリーナにつきましては、まだその1年を通しての光熱費やら維持管理費というのがまだ出ておりませんので、今後運営して、ある程度維持管理費が、例えば年間幾らぐらいかかったという金額をベースに金額積算するということになります。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 1年見て、それでその数字を積算するわけですか。

それからもう一つ、これは私聞いている範囲で、田島議員が関与している会社についてはどうのこうのという話があったのですが、その理由は何ですか。将来的にそれがいいとか悪いとか、その辺がちょっと私も理解できないので、可能な限り、議員が関与しているのはだめなのか、あるいは議員がその立場からならないのはいいのかとか、その辺の議論はどういうふうになされているのですか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 議員が関与している云々というのは、いわゆるNPO法人の代表を務めております。十和田市なんかは議員が代表を務めているところが指定管理を受けたりとか何かしていますから、何らそれは問題はないと思います。

これからやはり、できた後どれぐらいかかるのかを見ながら、幾らというので、どこに管理運営を任せればいいのかというのは、はっきりしてくるというふうに思っていますので。

おっしゃるとおり、田島議員がどうのこうのというのは、今のところ一切そういうのは問題になっておりません。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第84号

○議長（附田俊仁君） 日程第9 議案第84号工事請負変更契約の締結について（（仮称）七戸町総合アリーナ新築工事（電気設備工事））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

9番議員。

○9番（柘 清悦君） アリーナの駐車場に監視カメラ3台設置するということですが、私が気になっていた点が少し整理されてきたので、そこを伺います。

精算機をつけた駐車場については確実に料金は徴収できますけれども、メインアリーナ西側にある無料の部分というところは関係者のみを使うという説明を受けていましたけれども、本来有料の駐車場を使うべき人が無料の駐車場を使わないようにする方法として、単純に関係者といえは恐らく8時とか5時までの、そういう時間帯に来る人なのかなと思うので、簡単にチェーンをぶら下げておいて、関係者が入るときは朝、例えば8時に開けて、最後に帰る人がチェーン閉めれば一般の人は出入りできなくて、それで十分かなとは思っていますけれども、そこは何か考えているのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

アリーナ西側、裏側のほうですけれども、こちらについては議員おっしゃるとおり関係者駐車場ということで考えております。

現在のところ、特に何かしらの対策というのは、具体的なものはございませんけれども、実際使用してみて、無断で例えばそういう駐車する方が見られるようであれば、今議員おっしゃったような形の対策も一つの方法であるかなと考えております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 先ほどの質問の継続になるような感じですがけれども、町長からNPO法人の設立についてお話がありましたけれども、そこまで設立を促しておいて、議員が関与しているからだめだというような議会の意向のようですがけれども、その辺の理由は明確にはどういう形ですか。議員が代表とか、それがいけないというわけですか、議会は。その当時の議論は。どうなのですか。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時24分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

8番議員。

○8番（工藤 章君） そうすると、仮にNPO法人に田島議員の役員なり、その名前がはずれておれば、基本的にいいという解釈でいいのかな。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時33分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第85号

○議長(附田俊仁君) 日程第10 議案第85号工事請負変更契約の締結について

((仮称) 七戸町総合アリーナ新築工事(機械設備工事)) を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第86号

○議長(附田俊仁君) 日程第11 議案第86号工事請負変更契約の締結について

(荒熊内地区公共駐車場舗装新設工事) を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第87号

○議長（附田俊仁君） 日程第12 議案第87号工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について（七戸町公共下水道七戸浄化センターの改築工事委託に関する協定）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第88号

○議長（附田俊仁君） 日程第13 議案第88号工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について（七戸町特定環境保全公共下水道天間林浄化センターの改築工事委託に関する協定）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第70号

○議長（附田俊仁君） 日程第14 議案第70号令和5年度七戸町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

9ページから12ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、歳出に入ります。

13ページ、1款1項1目議会費から、18ページ、3款1項6目福祉センター管理費まで、発言を許します。

2番議員。

○2番（中野正章君） 15ページの一番下です。非課税世帯等に対する生活支援給付金。対象世帯は何件くらいありますか。

○議長（附田俊仁君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（井上 健君） お答えします。

今の補正を合わせて、2,200世帯となっています。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） これは1件当たり3万円の助成だと思うのですが、これ300万ですよね。全然合わないと思いますけれども。

○議長（附田俊仁君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（井上 健君） お答えします。

ちょっと説明が不足でした。当初は2,100世帯で、この300万でことで、100世帯追加で合計2,200世帯ということでした。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） この要件を見ると、住民税が非課税という世帯で、被扶養者がいる家庭はだめだよとありました。どういう意味か、説明をお願いします。

○議長（附田俊仁君） 健康福祉課長。

○保健福祉課長（井上 健君） お答えします。

扶養している方が課税世帯で、扶養されている方が非課税世帯なので、その方は3万円の給付にならないよということで、普及しているほうにしては、税控除のほうがもととされることになりまして、そういう意味合いで、扶養されている方のほうは3万円給付にならないということです。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

3番議員。

○3番（山本泰二君） 19ページ、3款3目14節城南児童センター遊具撤去工事費。

遊具撤去したということですが、撤去した遊具は何であるかということと、今後それに代わる遊具を設置する予定はあるかどうか、お聞きします。

○議長（附田俊仁君） こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（佐々木和博君） お答えします。

撤去する遊具は、ブランコ1基、それから滑り台1基です。

こちら、滑り台及びブランコは各2基ずつありますので、1基ずつ撤去して1基残ることなので、これから増設する予定はありません。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、23ページ、7款1項1目商工総務費から、29ページ、13款2項13目過疎地域持続的発展特別事業基金費まで、発言を許します。

11番議員。

○11番（瀬川左一君） 24ページの8款土木費の中で、道路維持費ということであるのだけれども、これ昨年度、道路の草刈りの近い、多分刈ったと思うのだけれども、その活動と、活動時間がどれくらい道路の管理をしたのか、お願いします。

○議長（附田俊仁君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

除雪作業機の稼働時間については、後ほどお答えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

9番議員。

○9番（所 清悦君） 25ページ、10款2目14節工事請負費に、鳥谷部地区スクールバス待合所移設工事費とあって、107万8,000円となっています。

私がスクールバス利用していたときは、町でも集落で10人ぐらいいて、集落の端から端を歩いてきて、ちょうど中間ぐらいのところにバス停を設置していたと思います。私の子どもの代になったら、もう乗る人が数人になって、バス停よりも、もう自宅の前で乗せるほうがいいのではないかと交渉したら、そのときの学務課はそれでいいですよということで、やりました。

今度、市ノ渡に関しては、1人しか乗る人がいないのだけれども、バス停まで歩いてくる距離が遠いのを考えると、安全面を考えると、コースを変えれば家の前から乗せられるよということで、これも交渉したら学務課のほうでそのように対応してくれました。

今後、なかなか子どもが少ないときに待合所を設置するのも難しくなると思います。

今回は、これに関して聞くと、今現在、鳥谷部地区はこの待合所から何人乗っているのかというのを、1点伺います。

むしろだんだん使われていない待合所も増えてきているのではないかなと思いますけれども、利用されていない待合所がどの程度あるかというのが分かりましたら伺います。

○議長（附田俊仁君） 学務課長。

○学務課長（附田良亮君） お答えいたします。

利用されていない待合所に関して、今手元に資料がないので、後日報告したいと思います。すみません。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（町 清悦君） この鳥谷部地区のバス停に関しては、利用者というのは分かりますか。

○議長（附田俊仁君） 学務課長。

○学務課長（附田良亮君） お答えいたします。

数名利用しているのは確かなのですが、何人というのはちょっと頭に入っていないです。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 教育長からこれお伺いしたほうがいいのかと思うのですが、今の件に絡んでいるのですけれども、確かに少子化になっている。うちのほうの地域も、どこでも同じなのです。

先般の1番議員の藤井さんも言ったけれども、各家を回って歩いたらどうかと。家の前からって。そういう意味合いも含むわけですね。とすれば、バス停、今作るっていう、確か中村だかどこにも、荒屋のほうの子どもがほとんど、六、七人もいて、あの近くにはないのです。だからそういうの考えたときに、一人、二人だけあれば家を回って歩く、では何人まではどうするかという、この辺をもう少し詰めておいた方がいいと思います。そうしないと、ここは効率的だけど、皆のところ回ってタクシーだけ回って歩く

のもいいのだけど、これもどうかと思うし、確かにこのスクールバスだって、田嶋議員も話したけれども、小さいワゴン車みたいのであれば、それは大型2種免許いらなわけです。

そこら辺を考えて検討したほうがいいのではないかなという気がするのだけれど、どう思いますか。

無理してビリビリ話しているつもりはないから。そういう状況があることは確かだから。呟さんが言うのもそのとおりなのです。

○議長（附田俊仁君） 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） それに関しては、七戸町のこれからの大きな課題になるような気はしております。

ただ、一つだけ言えることは、今までであればその子どもが、屋根がついたところにいないとかわいそうだよという発想の下にずっとしているわけです。ですから、こういうバス停というのは置いてあるのですけれども、全ての子どもをそういうふうな形で救うとなれば、まずバス停というのはかなり難しい部分等が出てくるのかなと、今一瞬思ったのですけれども。

これから少子化に向かってということであれば、検討しなければならないのではないのかなというふうには思っております。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 例えば、呟議員の言葉借りるのではなくて、バス停よりも、一人の子ならそこに行って回ったらいいでしょうと。それもそのとおりなのです。そうだとすれば、どうして一人なら回って、二人ならよくて、三人ならダメなら、どこかが基準地点にならなければならなくなります。

やはりそういう、子どもは何も話さないのです。でも親からしてみれば、何であその子どもはよくて、私のところの子どもは家のところまで迎えにこないのよと。だからこれ、整合性合わせるのもなかなか楽でないと思うのです。

だから、簡単に今、呟さんが言うみたいに、あそこにバス停建てるか、1軒1軒回って歩いたほうがいいとも、それも理屈は分かるのだけれども、なかなか難しいと思います。

答弁いらなです。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 23ページ、商工費、1款商工費の2番目、商工振興費の創業スタートアップ支援事業補助金300万、これは3名だと思いますが、個人名は当然言われなと思います、どういう業種でスタートアップするのか、教えられたら教えてください。

○議長（附田俊仁君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

このスタートアップ支援事業費補助金につきましては、当初予算で100万円で、今回の議会でも報告しておりますが、専決処分で100万円ということで、既にもう2名の方に交付決定のほうを出しております。

今回、300万円補正予算ということで増額補正を提案させていただいておりますが、こちらは電話や、直接観光課においでになって、今この補助金の事業の対象者になるかどうかというところで、いろいろ相談受けている方がおります。

主にどういった方が起業しているのかというところですが、ほとんどが個人事業主の方です。昨年度でいえば花屋を開業した方ですとか、今年度は美容院ですとか、あとは土地家屋調査士事務所を開いた方というような、個人事業主の方がほとんどになっております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 6番議員。

○6番（小坂義貞君） 24ページ、8款の土木費、道路維持費について、14節。この道路維持修繕工事、町内あちこち補修工事やっていますけれども、私はこの工事の順番づけは、どのような形で工事の順番決めているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（附田俊仁君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

順番といいますか、まず職員及び発注している業者の方々に町内全部パトロールしていただいております。定期的なパトロールの中で修繕が必要な箇所、こういうところがあるという情報の中で、順次修繕していつているものがございますし、また、パトロール以外にも地区の方々の情報提供であったり、こういうところに不備がありますよという町民の声等もございますので、その都度対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 6番議員。

○6番（小坂義貞君） 私はまず見る限りは、まだまだ補修、修繕しなければならない箇所が相当あると、私は見受けています。

まずは貝塚から李沢線、貝塚の途中の下り坂の水が湧いて、道路が水湧いて、いくら補修してもまたその都度、ダンプだとかそういうトラックが歩けばまた破損するという繰り返しして、今現在は穴が数か所あいている。そこへタイヤとかが、走ってくれば陥没して、タイヤが破損するという、事故が起こらないという、状況もあるようです。

そしてまた途中、線路の踏切の手前に段差が、道路の横断している水路、用水路の道路横断している、かなり落差があります。要はそれはジャンプ台です。40キロで走っていても、かなりバウンドします。そんな危険な箇所が数か所ありますので、今後ともパトロール強化して、修繕に努めていただきたいと要望いたします。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 今のこの道路の補修の件なのだけれども、基準というのはいいか。例えば点数化して、ひび割れしたら1点とか、穴あいたら2点とか3点、そういう形にしないと、主観でここが悪いな、そこが悪いな、ここ悪いから直してけろだけだと、それも参考にするのだけれども、点数化とか基準というのはいいか。

○議長（附田俊仁君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

道路の改良工事等、新設等につきましては、ある程度基準、こないだ一般質問の中でもお答えいたしておりますけれども、道路の補修に関しては、その都度対応せざるを得ないものがございますので、まず基準というものは設けておりません。

判断基準といたしましては、舗装であれば、1層目の穴については補修は極力待ってもらっております。ただ、それ以降の穴になると、先ほど議員おっしゃっていましたがおりパンクの基になるとか、そういった要因の基になりますので、その都度直すという判断しております。

また、ある程度規模の大きいものについては、もう補修ということでは対応できないものでございますから、ある程度予算を取りながら、改良工事等に回すというような対応をしております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） ちなみに、今、見町の金子ファームのところは、あそこはかなり穴ぼこだから、これはやって当たり前だと思うのだけれども、ただ、その手前の辺りになるのかな。農免道路あるでしょう。中村から山屋のほうに向かっている道路のかな。あそこのところには、あれは補修するには、ひび割れ結構しているわけです。だって、1層目はまだ剥がれていないのです。だけど、距離はこんなにあるくらい、そういうのってどんなものかなと、かなり悪くなっているのです。あれ、もしかしたらかなり穴ぼこになると思うのだけれども。そういうのというのはやはり、それでもやはり第1層目が剥がれていないから補修の対象か。

○議長（附田俊仁君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部 勉君） 議員お見込のとおりでございます。今のところは補修対応で対応したいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） 24ページの8款の土木費の中で、住宅建設の中で町営住宅解体工事というのがあるのだけれども、これは築何年ぐらいたっているのを解体しているのですか。

○議長（附田俊仁君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部 勉君） 今回の解体住宅でございますが、蛇坂団地建て替えによるものでございますので、上町野団地7戸でございますが、昭和40年代の建築と記憶しております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） では、今それに入っている人、例えば移転させて解体したのか、まだこういう建物が町にあと何か所ぐらいあるのか。

○議長（附田俊仁君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

現在の上町野団地解体予定地の引っ越しは全て終わっております。また、もう1団地、貝ノ口団地、これにつきましても引っ越し等は全て終了しております。

また、今質問にございました、こういう団地がどれぐらいあるのかということにつきましては、まだ建て替えの予定は立てておりませんが、今後5年後、今年ちょうど中間年に当たりますけれども、住宅の長寿命化等の検討の中では、第2野続団地、道ノ上団地、さくら団地等につきましては、築年数が大分たっておりますので、今後の住宅の在り方について、5年間で検討が必要と言われております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） 非常に町の中にも空き家がたくさん見えております。町の住宅も、そういう意味でも、景観等もありますので、できれば使わないものは撤去していただければと私は思います。要望です。終わります。

○議長（附田俊仁君） 14番議員。

○14番（田島政義君） 建設課長に、ちょっとお聞きしたいです。8款土木費のところ。

ちょうど今アリーナ作っている真正面から、ずっと来ると国道4号線から、十和田から来たときはすぐ美術館の前のあそこを曲がれば、美術館ではなくて道の駅のところを曲がる、そうすると真っすぐ体育館行くのです、道路が。分かりますか。うちの温泉の前通って。ところが、あそこは前から何回か言ってあれしているのですが、町長も覚えていると思いますが、昔は半分都市計画道路で、都市計画道路だったところは舗装で、都市計画道路に入らないうちの前のほうは砂利だったのです。その当時は、質問して、おかしくないかということでやったら、我々は、歩道のところ知っているグループは皆、無償で寄贈して道路幅を広げてもらって、道の駅のほうから真っすぐ入ってきているのですが、うちの息子のところを過ぎると2か所、今、ヤナバさんと隣のタナカさんのところが、またびよんと出るわけです。だから冬に常に、あそこ除雪で問題になっているのですが、だからそこを町で買上げして、あれ今度はストレートに、車が十和田方面から来れば、アリーナに行くにはあの道路を一番通るのですよ。そこに十字路があっ

て、3回ぐらいバシヤンやっています。ちょうど牧場通りから入ってくるのと、真っすぐ行くほうのと。今、大型ダンプが工事で道路を歩いているのですが、そういうので非常に困って。

計画的に、将来的には体育館がオープンするまでに、あの辺を真っすぐする。裏側はメイン道路、裏側はほとんど通らないのです。だからこちらまで通るから。1回見てみてください。要望しておきます。

○議長（附田俊仁君） 要望でよろしいですか。

ほかにございますか。

建設課長。

○建設課長（鳥谷部 勉君） 先ほどの住宅の建築年、訂正させていただきます。

昭和31年建築でございます。

また、先ほど瀬川議員から御質問のありました、除雪作業の稼働ということでございましたが、小型ロータリー車でございますが、夏の時間帯、大体2週間前後の稼働となっております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） 今、町道の草刈り管理のことで、今、課長のほうから2週間程度稼働したということではありますが、町の町道は現在、非常に今年は夏が暑くて、数千万というお金を出して、購入して草刈りをするということで、非常にこれが活躍するということで、私も町道の脇の草を刈るということは、暑くてシルバーの人達も草刈りが大変だということも今年よく分かりましたが、ところで、町道の長さそのものというのは何キロメートルぐらいあるのか。また、2週間程度しかなぜ稼働しなかったのか、その辺もお聞きいたします。

○議長（附田俊仁君） 今、調べて折り返し答弁するということで、もうしばらくお待ちください。

ほかに。

学務課長。答弁漏れの件ですね。発言を許します。

○学務課長（附田良亮君） 先ほどの町議員の御質問にお答えいたします。

今回の鳥谷部地区のバス停の移設なのですが、そのバス停を利用している児童生徒は9名おります。

それからもう一つ、現在設置しているスクールバスのルートの中で、そのルート上の中でそのバス停を利用していない箇所については、七戸地区だと五つ、天間林地区では12バス停あります。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 24ページ、7款7目工事請負費、森林公園老朽化施設解体工

事、これ400万ということで。先ほど住宅の解体が60万ですか、に比べてちょっと高いのですけれども、まず、これ何を解体したのか、多分あそこの東屋のところだと思うのですけれども。そのほかに炊事場、あの辺もかなり古くはなっていることは確かです。まず、何を解体したのかということと、今後それに代わる施設等を作る予定はあるかどうか、お聞きします。

○議長（附田俊仁君） 財務課長。

○財政課長（附田敬吾君） お答えします。

まず先に、先ほどの建設課の60万5,000円に関しては、確かな数字はあれですけれども、当初予算で本体の予算は計上して、不足分で追加で取っています。だから金額が違うということで。

森林公園に関しましては、今現在使用していない、森林公園の奥のほうの川のそばに、コンクリートブロックで作ったトイレがあります。それは今、使用していないということで、見た目もちょっと古くてあれだということで。もう一つが、旧天間林時代に内水面でニジマスの養魚場を、森林公園の外の方ですけれども、そこに管理棟がございます。実は、この管理棟の屋根が天間林土地改良区の早川用水のフェンスにも落ちていたりして、フェンスがちょっと危険だということで、後ろを見たら軒のほうも折れたりしていると。今のタイミングで、トイレとこの管理棟はもう解体しましょうということで、今回に計上させていただきました。

トイレに関しては、入ってすぐのところにトイレがありますので、東屋とかはもう少し整備しながら、あの状態で維持していきたいと思います。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 8款の土木費、道路維持費。これに関して、特に町道の場合、両側に歩道が設置されている町道があるのですけれども、基本的に通勤、通学路ではないような感じがします。特に農協からの、スタンドからの館野に下る。あそこの歩行される方を見ますと、主に散歩、それから運動ですね。そこで、両側に歩道があるものから、草が一番の側面道から歩道を挟んで、車道の段差のところの割れ目というのですか。基本的に年に2回は草刈りは、多分道路ですから、円滑に歩くといえれば必要だと思いますのですけれども、そういう場合はやはり2回ぐらいはシルバー等をお願いするわけですか。それとも1回なのか。

今現在見てみますと、ヨモギが大分、年をとってきて、いつ刈るのだろうなど。単純にですね。1回もやらないのか、最初からやる気がないのか。やる気がないからってどうということはないのだけれども、歩く人から見たら、つゆ等が多分ズボン等について、やはり歩道を歩いているケースも見受けられますので、その辺の内容についてお知らせ願いたい。状況について。

○議長（附田俊仁君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

草刈りが追いついていないということについては、深くお詫びを申し上げたいと思います。

まず、瀬川議員の御質問にもありました、町道の総延長でございますが、おおむね578キロメートルでございますが、1級70キロメートル、2級93キロメートルの、この1級、2級を草刈りの対象としているところでございます。その他については、草刈り等については行っていません。

また、歩道等の草刈りについては、シルバーであったり直営であったり、業者委託ということで順次行っているつもりでございますが、今年のように例年天気がよく、ちょうどいい雨も降っておりまして、やってもやっても草が伸びてきておりまして、大変苦慮しているところでございますが、目に余るようなところがございましたら御一報いただければ、順次草刈りに対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 今の関連するのですけれども、歩道つけるということは、前には小学校があるから生徒がという話だったのですよね。でも、その歩道をつける基準はどうなっているのですか。車道があって歩道をつける、その歩道を設置する基準というのは何なのですか。あるでしょう、何かかにか。ただ好き勝手、そう思ったからつけたではないはずなのです。

というのは、今スクールバスでほとんど乗せて歩いています。そうすれば、前にたしか農協スタンドが、そこも通学路だからつけたはずなのです。それは分かっています。けど今、こういう状況が変わってきたときに、歩道があれば確かに草刈りするといっても一発で刈れないのです。縁石があって、そっちに小さい道路もあって、こっちに大きい道路もあるのだもの。それ両側にあれば、3本道路あったのと同じになるわけです。だから、そういう形に考えたときに、どういう基準で歩道というのはあるのかなと思って、ふっと思ったから。分からなかったら分からないでいいです。分かったら教えてください。

○議長（附田俊仁君） 総務課長。

○総務課長（仁和圭昭君） 元建設課長の立場から言わせてもらいますけれども、当時、交通安全施設工事として、歩道設置の基準要綱としては、いわゆる小学生の児童生徒数ですね、その通学路を優先的にまず歩道設置を進めるということで事業等を進めていたわけなのですけれども、その路線の地区間の通学する児童数を、20人以上とか、そういう基準の基に歩道を設置していった経緯がございます。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） それそうだと思うのです。前にも俺もそういう要望したから分かるのだけれども、けど今こういうふうにしてスクールバスがそうなったら、その

基準そのものは、今度はずれてきているでしょう。歩かないのだから。スクールバスしか走らないのだから。

となってくれば、これから今あそこを盛んに改修工事しているのだけれども、そういうときにも、少なくとも縁石とかそういう形だって、あれなくなったら道路幅2メートルも広がるのではないのか。だから、そういう見直しの形も考えてもよさそうな気がしているのだけれども、どうなのだろうかと思って。

○議長（附田俊仁君） 答弁を求めますか。

○13番（三上正二君） できればしてください。

いらない。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

3番議員。

○3番（山本泰二君） 27ページ、10款8目14節、蝙蝠小舎修繕工事費ということですが、コウモリ小屋、天間館神社のところですか。あそこの前の駐車場、たしかあの辺整備、撤去かな、以前にしたと思いますけれども、ここ蝙蝠小舎も修繕するということなのですが、コウモリについて、これは今、何か調査とか管理とか、そういうのはどうなっているのか、ちょっと分かれば教えていただきたい。

○議長（附田俊仁君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（鳥谷部伸一君） 3番議員の御質問にお答えいたします。

蝙蝠小舎、こちら世界遺産対策室のほうで、工事費上げていますので管理しておりますが、その入って来るコウモリの管理まではちょっとすみません、世界遺産のほうで管理していないものですから、申し訳ないです。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 以前は、大学の教授とかが調査に入ったりしていたと思うのです。そういう何らかの調査、そういうもの、あるいはそこを民間の団体が管理をしたりとか、そういうふうになっているのかいないのかということです。

○議長（附田俊仁君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（鳥谷部伸一君） 御質問にお答えいたします。

今回のあの工事も、なぜ工事することになったかといえば、今年コウモリの調査に入りたいということで、それこそ民間の団体が、連絡がありました。天間林村のときは企画財政課が窓口になって、コウモリフェスティバル等をやっておりましたけれども、そういう連絡があったものですから、施設管理しているこちらとすれば、ちゃんと使ってもらえるようにと思って行って、初めてちょっと土台とかが腐っているのが分かったものですから、工事することになりました。

先ほどの御質問どおり、民間の団体が今年調査したい、入りたいということの一報はありました。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 3 番議員。

○3 番（山本泰二君） 分かりました。せっかくあるので、そしてせっかく修繕するの
で活用できるように、今後、考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

8 番議員。

○8 番（工藤 章君） 参考までに。私のうちの小屋にコウモリがいますので。3 匹か
4 匹ぐらいいます。捧げますので、勝手に取って行ってください。ここに放鳥できるか
どうか分かりませんが。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 1 2 番議員。

○1 2 番（田嶋輝雄君） 2 4 ページ、7 款公園管理。これ直接関係ありませんけれど
も、先ほどトイレの問題がありました。関連して、イチョウの木ありますよね。あそ
こ、かなり日本的にも有名になっているみたいですが、結構夏休みに来たそう
です。だけでも、そこにトイレがないと。

当時、そこに仮設トイレを設置するような内容があったような気がするのですけれど
も、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

昨年度あそこの地区を、イチョウの木の集落の皆さんに委託をかけて管理運営をお願
いしておったのですが、もう管理できないということで、そのトイレもかなり老朽化
がひどくて、非常に汚いトイレでしたし、年数も二十何年たっていました、3 0 年ぐら
いたっていましたので、もう使用できないような状態でした。それで、撤去いたしまし
た。それでその後、秋のイチョウの木の紅葉というか、そういうお客さんのためにプレ
ハブの仮設トイレを設置する方向で進めておりました、昨年度は。

ただし、今年はまだ紅葉の時期でもないですし、その公園の仮設トイレはまだ設置し
てございませんが、必要とあらば教育委員会関係、財政とも協議して設置するようにし
たいと考えてございます。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 1 2 番議員。

○1 2 番（田嶋輝雄君） 必要とあらばということでもありますけれども、結構見学に
来ているという話も聞いております。ただ、残念ながらトイレがないのだよと。せっかく
来てもトイレがないなら、なかなかこれは逆に不評を買ってしまいますので、必要であ
るといえば必要ですので、これから作ってください、設置してください。よろしくお願
いいたします。

○議長（附田俊仁君） 1 3 番議員。

○13番（三上正二君） 課長、今の話だけど、必要とあらばじゃないのです。そうではなくて、当然として管理できなくなる、これは分かります。どこでもそういう状態です、農村公園何ていうのは。けども、作るときにはそれ必要だから作ったわけでしょう。けど人が少ないと管理できなくなる。当然できないところも出てくる。けども、そうなったら、そこを閉めるなら閉めてもいい。けども、やるとなったら、やるという形なら、必要とあらばというより、必要とあらばと喋らなかつたら、やらないという意味なのだよ。そうではなくて、それは適正な形で、この時期にはこういうふうにやりますと。それでもどうにもならなくなったら、そういう形になるべきだと思うのですけれども。要望です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第71号

○議長（附田俊仁君） 日程第15 議案第71号令和5年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第72号

○議長(附田俊仁君) 日程第16 議案第72号令和5年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

○日程第17 議案第73号

○議長(附田俊仁君) 日程第17 議案第73号令和5年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第74号

○議長(附田俊仁君) 日程第18 議案第74号令和5年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

○日程第19 議案第75号

○議長(附田俊仁君) 日程第19 議案第75号令和5年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

○日程第20 議案第76号

○議長(附田俊仁君) 日程第20 議案第76号令和5年度七戸町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

13番議員。

○13番(三上正二君) 確認事項があります。というのは、何年か前から、検討しますとか善処しますという言葉は、次の次の議会には、その結果なり報告なりするという話だったのです。でも、それというのは一般質問のみですか、それとも本会議、委員会も入りますか。

○議長(附田俊仁君) 13番議員、今、議事を進めているのですが。

○日程第21 議案第77号

○議長(附田俊仁君) 日程第21 議案第77号令和4年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月4日の本会議において、決算審査特別委員会に審査を付託しておりましたが、決算審査特別委員会から審査の結果報告書が議長の元に提出されております。

決算審査特別委員長より、審査報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（瀬川左一君） 決算報告をいたします。

9月4日の本会議において、議長を除く全議員において決算審査特別委員会が設置され付託されました、議案第77号令和4年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、8日、11日の二日にわたり、慎重審査の結果、お手元に配付しました決算審査特別委員会審査報告のとおり、原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたので、御報告いたします。

以上で御報告いたしますが、議員各位におかれましては御賛同いただきますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（附田俊仁君） これで、決算審査特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり認定されました。

○日程第22 報告第23号

○議長（附田俊仁君） 日程第22 報告第23号令和3年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上をもって、報告第23号を終わります。

○日程第23 報告第24号

○議長（附田俊仁君） 日程第23 報告第24号七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度事務事業分）に関する報告についてを議題と

いたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

9 番議員。

○9 番（**所 清悦君**） 2 ページです。教育評価審議委員からの意見の中に、小中学校との連携についても非常に重要であることから十分配慮し、積極的に取り組んでいただきたいとあります。

これを読んだときに、究極の形は今のところ、やはり小中一貫校ではないのかなと思っておりますけれども、それについての教育長の考えを伺います。

○議長（**附田俊仁君**） 教育長、答弁。

○教育長（**附田道大君**） お答えいたします。

私のほうでは前回お答えしたとおり、小中一貫校については今のところ考えておりません。今現在の小学校、中学校が各地区に1校ずつということが一番ベストだというふうに思っております。

これから20年、30年先のことは私も分かりませんが、所議員がおっしゃったとおりの形になるかもしれません。けれども、今は現在の状況を維持していきたいと考えております。

以上です。

○議長（**附田俊仁君**） 13 番議員。

○13 番（**三上正二君**） 例えば、半年前に質問したのなら分かります。昨日か今日でしたか、それ質問して教育長はそう答弁して、同じことをまたやっているのです。同じ答えが帰ってくるのを自分で聞いて、自分が質問して聞いて覚えているでしょう。ということですか。

○議長（**附田俊仁君**） そのことについても、今後行われる議会改革の委員会のほうで討議をお願いいたします。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（**附田俊仁君**） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上をもって、報告第24号を終わります。

○日程第24 諮問第1号

○議長（**附田俊仁君**） 日程第24 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、諮問第1号は、原案のとおり答申することに決定しました。

○日程第25 諮問第2号

○議長（附田俊仁君） 日程第25 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、諮問第2号は、原案のとおり答申することに決定しました。

○日程第26 議員派遣の件について

○議長（附田俊仁君） 日程第26 議員派遣の件を議題といたします。
お諮りします。
議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議員派遣の件については、原案のとおり可決されました。

議員派遣の内容につきましては、やむを得ず目的先、期間及び派遣議員等について変更を生じる場合は、議長一任をお願いしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議員派遣の内容変更を生じる場合については、議長一任とすることに決定しました。

13番議員の先ほどの質問は、一番最後の閉会宣言のときに、その他がございしますので、そのときに取り扱いをするということで、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時55分

○議長(附田俊仁君) それでは、休憩を取り消し、会議を開きます。

お諮りいたします。

追加議案1件が提出されましたので、本日、議会運営委員会において、追加日程で本日議題とすることと決定いたしました。議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、追加議案1件については議事日程に追加することに決定いたしました。

よって、本日の議事日程はこれから配付します。

ただいまの追加議案、議案第89号令和5年度七戸町一般会計補正予算(第6号)について、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小又 勉君) ただ今は、提出いたしました全議案、原案どおり可決くださいます。誠にありがとうございます。

また、議員各位には、お疲れのところ大変恐縮ではありますが、追加議案がございしますので、概要について御説明いたします。

議案第89号令和5年度七戸町一般会計補正予算(第6号)については、歳入歳出予算の総額に280万5,000円を追加し、予算の総額を124億5,250万6,000円とするものです。

歳入は、諸収入に280万5,000円を追加し、歳出は、民生費に280万5,000円を追加するものです。

今回の補正は、令和5年7月11日、午前中に発生した落雷の影響により、ゆうずらんの源泉ポンプが故障し、早急に復旧対応する必要があるため、歳入歳出を増額するものです。

なお、本事業は、当該源泉ポンプの故障原因の特定に時間を要したため、8月23日議会運営委員会に間に合わず、追加提案することとしたものです。

以上、1議案について追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（附田俊仁君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案審議に入ります。

○追加日程第1 議案第89号

○議長（附田俊仁君） 追加日程第1 議案第89号令和5年度七戸町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長（附田俊仁君） 以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了しました。

13番議員、もう一度、失礼ですがお願いいたします。

○13番（三上正二君） どれくらい前か、今の総務課長になる前の前の課長だったのですけれども、質問したときにはよく、検討しますか前向きに考えますというくだりがいっぱいあったのです。だけどそれがそのうちに、ずっと答弁がなされないまま、報告がなされないまま来た経緯があったのです。そのために、すぐというのはだめだから、今議会にやったら次の次の議会のときに報告するという形だったのです。そのときは一

般質問、それから委員会もありますし本会議もありましたので、今回だってかなり委員会でも、課長さんがたでも町長、誰もこれ当然な話で、検討しますというのは必ず出てくるのです。出てきておかしくないのです。ただし、その部分のところを再確認しているのです。次の次の議会のときに、一般質問のみならず委員会、それから本会議もですよと。

その部分を確認したいと思いますので、総務課長よろしくお願いします。

○議長（附田俊仁君） 総務課長、答弁。

○総務課長（仁和圭昭君） お答えします。

先ほどの議会運営委員会の中でも、そこら辺ちょっと議論されたところでもございました。

私の認識としては、一般質問のみというような形で認識していたところでもございますけれども、議会運営委員会の皆様のほうからも、予算審議、決算審査や議案審議等に関わる関連質問、関わる回答についても、これから検討しますような回答の事項については、今後引き続き、皆さんのほうにその進捗状況を報告するような形を取っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） ないようですので、これをもって、令和5年第3回七戸町議会議定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 0時03分

以上の会議録は、事務局長澤山晶男の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和5年9月12日

上北郡七戸町議会議長

議員

議員